

議案第6号

関市職員の給与に関する条例の一部改正について

関市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年2月21日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、この条例を定めようとする。

関市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

関市職員の給与に関する条例（昭和33年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第23条の2第1項中「第32条」を「第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する場合を含む。））」に改め、「災害応急対策又は災害復旧のため本市に派遣された」を削り、「災害派遣手当」の次に「（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条において準用する場合にあっては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条において準用する場合にあっては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当）」を加え、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。